

災害時における稚内・留萌開発建設部と宗谷総合振興局との 相互協力に関する細目協定を締結

災害発生時等に国土交通省所管の法令等に基づき設置された土木施設等の被害の拡大等の防止や早期復旧に資する相互協力について、平成29年3月7日に稚内開発建設部及び留萌開発建設部と宗谷総合振興局との間で、下記のとおり細目協定を締結しました。

平成28年12月9日に北海道開発局、北海道及び札幌市との間で「北海道における災害時等の相互協力に関する協定」が締結されました。

この協定に基づき、道内各地においても円滑な協力関係を構築するため、各開発建設部と各（総合）振興局との間で細目協定を締結することとなりました。

なお、幌延町において、天塩川水系の管理を留萌開発建設部が担当しているため、3者協定としているものです。

記

- 1 協定名 「北海道における災害時等の相互協力に関する細目協定」
- 2 目的 災害が発生し、又はおそれのある場合に稚内開発建設部及び留萌開発建設部と宗谷総合振興局との相互協力を円滑に行うことを目的としています。
- 3 協定内容 管轄する区域や協力要請の際の手続きを定めるとともに、保有する資機材等について、平常時から情報交換することなどを定めています。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 稚内開発建設部
防災対策官 防災対策官 窪田 悟 電話 0162-33-1087
防災対策官付 防災対策専門官 山口 洋士 電話 0162-33-1087